

2010年1月15日

(長野県)地方税共同化検討委員会御中

長野県税金オンブズマン
代表委員 毛利正道

意見書

昨年10月6日の私どもからの質問状に対して、貴委員会から11月2日付のご回答を頂戴いたし、お礼申し上げます。しかしながら、同回答によっては私どもの危惧を払拭することができませんでした。貴委員会は今年度内に「最終報告」を予定されておられるとのことですので、以下のとおり意見書を提出いたします。

第1 私どもは次の考え方にたって、「地方税共同化」の機構新設に、基本的に反対します。

1 自治体にとって地方税の賦課及び徴収は、単なる事務手続ではなく、それ自体が憲法で保障された地方自治行政の基幹的柱であり、従って次の本旨に立った各自治体の自主的民主的な税務行政が強く求められているところ、「地方税共同化」はその権能を空洞化させるものであると考えられること。

(イ) 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

(地方自治法第1条の2)

(ロ) 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。(日本国憲法第92条)

(ハ) 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。(日本国憲法第94条)

2 住民の暮らしの困窮、中小企業の経営難がかつてなく広がっている中で、個々の滞納者に対する自治体の対応は、とりわけ次の憲法条項のもとにおいては慎重かつ丁寧なものでなければならず、「分納・減免・納税猶予・換価の猶予・滞納処分の停止」の適用を含めた地方税体系全体の専門的で民主的な運用が求められています。場合によっては、福祉行政など他の部署と連携し、生活や経営支援の措置をとることも必要です。「地方税共同化」による一律的対応によっては、そうした総合的対応が不可能であるだけでなく、人権侵害を引き起こしたり、中小企業をいたずらに廃業に追い込むことが危惧されます。

(イ) すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。(日本国憲法第13条)

(ロ) すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

(日本国憲法第25条)

第2 設置要綱に少なくとも以下の諸点を取り入れない「地方税共同化機構」制度を発足させることには、強く反対します。

1 納税者のための人権規定を明文化すること

滞納をかかえている住民・中小企業者のほとんどは「払いたくても払えない」状況におかれています。いわば「善意の滞納者」です。新たな「機構」が「適正公平」の論理を生活困窮者や経営危機にあえぐ中小企業に強要し、人権侵害を引き起こしたり、中小企業をいたずらに廃業に追い込むようなことがあってはなりません。

日本自治体労働組合総連合が発行した「地方税等の職場から対話と提言の運動を」冊子にも次のように書かれています。

このような「構造改革」の進展とともに、「滞納者の負担能力の十分な調査や指導を行わないまま、機械的に滞納処分から始めている」「出産一時金や児童手当が銀行口座に振り込まれた途端に差し押さえられた」「生業のための資産も差し押さえられた」「厳しい取立てを苦に滞納者が自殺した」などの問題が、職場や地域から報告されています。

2 「機構」と対等な公的機関として「オンブズマン」をつくること

川崎市では「市民の苦情を簡易迅速に処理し、市政を監視し非違の是正措置を講ずるよう勧告するとともに、制度改善の意見を表明する」市民オンブズマン制度が設けられています。欧米ではひろく確立されています。「機構」の対応に対する「かけこみ寺」として絶対に必要です。当オンブズマンでは、優れた人材を派遣する用意があります。

3 各自治体は納税者に対して「移管予告」をしないこと

全国各地の「機構」の機能に関連して、「移管予告」自体に納税促進の効果があるという「評価」が与えられていますが、そのような「脅しの効果」を伴う措置を自治体がとるべきではありません。

たとえば貴検討委員会「中間まとめ」C案（以下、C案）では、移管件数は移管予告通知件数の1割と見込んでいます。

4 「機構」への加入は、各自治体が自主的に判断できることを明文化すること

市町村によって、滞納の状況や性格は相当程度の差異があるとみられ、自治体の問題意識も異なる部分があると思われること。また市町村によって、コンピュータシステムやソフト投資の状況において個別的事情があると思われること。費用対効果についての判断も異なる可能性があること。

5 「機構」の相談・苦情申し入れ窓口を全市町村におくこと

全国の例では「機構」の窓口が県に一箇所しかないなど、相談や苦情申し入れをしようとする住民に大きな負担となっています。たとえばC案でも県内に1～2箇所としています。

住民等にとって極めて重要な賦課・徴収が、住民から縁遠く見えづらい「機構」によってなされるようなことになってはなりません。

6 民間企業に委託する「電話催告センター」は、権限や守秘義務の点で問題がありますので、「機構」としては委託を行わないこと

7 「機構」は賦課業務をしないこと

各市町村はそれぞれ条例を定めて賦課しており、そうした自治体固有の機能を損なうようなことになってはなりません。ちなみに要介護認定者に対する障害者控除の認定についても、市町村によって対応が異なっています。

< 補足 >

1. 地方税滞納増加の要因

ひとつには経済の急速な後退が、収入減や失業増を生み出し、中小企業の経営の困難ともなっていることがあります。またひとつには、国の施策によって、「国から地方への財源移譲」による住民税額が大きくなったことや、固定資産税が高い水準に固定されていることがあります。そのいずれも政府の構造改革が生み出した結果であり、事態の責任は第一に政府にあるといわざるをえません。とくに税制において「担税力なき課税」となっていることは固定資産税に顕著です。滞納に追い込まれている人たちを軽率に「悪質」と見てはならないと考えます。

2. 地方税制自体は基本的には法で規定されていますが、次のように過酷の度を強めており、公の権威を貶めつつ、地方財政の危機につながっている認識をもつことが重要であると考えます。

(1)住民税基礎控除 33 万円に見られるとおり、「生活費には税金をかけない」という民主的税制の基本から大きく逸脱していること。

(2)税金は能力に応じて公平に負担すべきであるという原則から累進税率が求められるところ、一律 10%のフラット税率とされ、低所得層に重く高所得層に軽い不公平を拡大していること。

(3)以上にみられる住民税の重圧や「大口滞納者」の主要因になっている固定資産税は、多くのところで「担税力なき課税」となっていること。したがって「大口困難案件」については、基本的に「地方税共同化」によって解決に向かうとは考えられないこと。

3. 徴収における「専門性」について

ここでいわれる「専門性」とは、資産調査を迅速・的確に行い、差押さえなどの滞納処分を粛々とすすめていく「力量」を指しているものと思われます。また市町村では住民と「距離」が近いために滞納処分をためらいがちであるためそのようなことがないように、という点も含意していると思われます。しかし実は「資産とは何か」という把握自体が問われています。現実には、最低生活にも、ぎりぎりの営業にも差し障りのない、「余裕資産」を差し押さえることは少ないのではないのでしょうか。国税徴収法には「無益な差押さえの禁止」が規定されていますが、公売しても配当が受けられないことが明白であるにもかかわらず、差し押さえた場合があります。あるいは従業員の給与にあてる売掛金を差し押さえた場合もあります。心の支えにしている生命保険を差押さえ強行解約して住民に涙を流させた例も聞いています。地方自治の本旨に照らした検討が強く求められているものと思われます。

4. 「適正公平な徴収」とは

一方に苦勞しても納税している方がいる以上、滞納を安易に見過ごしては「適正公平」といえない、という論理を一概に否定することは困難ですが、実態として市町村において「安易に見過している」状況があることは証明されていないと思われます。結局「適正公平」の論理は、差押さえなどの滞納処分を合理化する際に使われているのではないのでしょうか。その差押さえ自体に問題があるケースは少なくないものと思われ

ます。

5. 費用対効果について

貴委員会の回答によれば、「他県の共同徴収組織において、市町村単独では対応が難しい案件を引き受けていても、納税額が自治体の負担額を上回っている」ことをもって費用対効果ありとされています。しかしそこで生み出された「差額分」の納税額が、共同徴収組織がなければ実現できなかったのかどうかの検討が必要と思われます。

<長野県税金オンブズマンの紹介>

1996年2月19日設立

税務調査による人権侵害や、不法・不当な税務行政をなくすことを目的に、県下約30名の弁護士・税理士・司法書士・行政書士・運動団体有志らで結成。

これまでの活動内容

- ・ "税金110番"の常設電話(026-234-9618)設置
- ・ 不法・不当・人権侵害となる事例の掌握と税務当局(税務署・県)への是正申し入れ
- ・ 県下全税理士への「税務行政アンケート」
- ・ 税務署員に読んで聞かせる「税務運営方針」冊子刊行
- ・ 納税者権利憲章制定に向け地方議会に「国への意見書」陳情(7町11村で採択)
- ・ 政府税調「中期答申」につき県下250氏アンケート
- ・ 要介護者の障害者控除適用求め長野市へ申し入れ
- ・ 依頼があった課税処分取消請求訴訟の提起・遂行

代表 毛利正道(弁護士)

事務局 長野市西後町625-6 長野県商工団体連合会内

電話 026-235-1626